

# 令和7年度 口腔保健推進事業報告書



令和8年5月

那覇市保健所健康増進課 口腔保健支援センター



## 目次

|                                       |          |
|---------------------------------------|----------|
| 1 口腔保健支援センター運営事業                      | ・・・P1    |
| (1)口腔保健の周知啓発のための取組                    |          |
| ア SNSによる情報配信                          |          |
| (2)歯科相談                               |          |
| (3)本市、(公社)南部地区歯科医師会、(株)ロッテの三者協定締結後の活動 |          |
| 2 歯科疾患予防事業                            | ・・・P1～2  |
| (1)むし歯予防に関する取組                        |          |
| ア むし歯予防講演会                            |          |
| イ 出前講座                                |          |
| (2)歯周病予防に関する取組                        |          |
| ア 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付               |          |
| イ ウェル噛むクッキング                          |          |
| ウ 仕上げ歯みがきサポートNAHA                     |          |
| 3 食育推進等口腔機能維持向上事業                     | ・・・P2～3  |
| (1)小児に対する食べる機能の発達に関する取組               |          |
| ア かみかみ講演会                             |          |
| イ 出前講座                                |          |
| (2)高齢者の口腔機能の維持向上に関する取組                |          |
| ア オーラルフレイル予防講演会                       |          |
| イ 出前講座                                |          |
| 4 「健康なは21(第2次)」歯・口腔の健康の実績             | ・・・P3    |
| (1)3歳児むし歯有病者率の減少                      |          |
| (2)小学生のむし歯有病者率の減少                     |          |
| (3)中学生のむし歯有病者率の減少                     |          |
| (4)12歳児一人平均むし歯数の減少                    |          |
| 5 令和8年度口腔機能維持向上事業計画(案)                | ・・・P4    |
| (1)口腔保健支援センター運営事業                     |          |
| (2)歯科疾患予防事業                           |          |
| (3)食育推進等口腔機能維持向上事業                    |          |
| 6 那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会             | ・・・P5～8  |
| (1)次第                                 |          |
| (2)議事概要                               |          |
| 7 参考                                  | ・・・P9～16 |
| (1)令和7年度口腔保健推進事業実施要領                  |          |
| (2)口腔保健支援センター設置要綱                     |          |
| (3)歯科口腔保健の推進に関する法律                    |          |
| (4)那覇市保健医療審議会規則、健康増進歯科口腔保健分科会委員名簿     |          |

## 1 口腔保健支援センター運営事業

### (1) 口腔保健支援センター公式 LINE アカウント

毎月8日に歯・口腔の健康についての情報を「歯～がんじゅう便り」として健康増進課 Instagram で配信し、個別相談は LINE の chat で実施  
LINE 登録者数は3月末時点で218人

| 配信日 | 4月8日           | 5月8日          | 6月8日            | 7月8日          |
|-----|----------------|---------------|-----------------|---------------|
| テーマ | 歯間ブラシの破損に注意！   | 喫煙による歯やお口への影響 | 6月は歯とお口の健康を考えよう | 口笛吹けますか？      |
| 配信日 | 8月8日           | 9月8日          | 10月8日           | 11月8日         |
| テーマ | パタカラ体操         | あいうべ体操        | 仕上げみがきは何歳まで？    | 11月は歯～がんじゅう月間 |
| 配信日 | 12月8日          | 1月8日          | 2月8日            | 3月8日          |
| テーマ | よく噛むことで、脳が活性化！ | お知らせ          | 唾液の働き           | こどもの歯のケア      |

### (2) 歯科相談：19件

乳歯のケア：6、食べる機能：5、むし歯：1、外傷：1、照会・その他：11

### (3) 本市、(公社)南部地区歯科医師会、(株)ロッテの三者協定締結後の活動

- ・なは健康フェアへの出展
- ・「レッツ 噛むんちゅ」動画作成
- ・こどもの口腔機能向上トレーニング
- ・希望するこども園へキシリトールラムネを1年間無料配布
- ・サンエー食品売場でのポップ表示

## 2 歯科疾患予防事業

### (1) むし歯予防講演会

| 開催日  | 6/19(木) | 10/18(木) | 2/19(木) |
|------|---------|----------|---------|
| 参加人数 | 12人     | 18人      | 13人     |

### (2) 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

年度年齢 20、30、40、50、60、70 歳に対して歯周病検診を実施

| 年度   | 対象者数   | 受診者数 | 受診率   | 年齢別受診者数 |     |     |     |     |     |
|------|--------|------|-------|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
|      |        |      |       | 20歳     | 30歳 | 40歳 | 50歳 | 60歳 | 70歳 |
| 令和3年 | 16,979 | 93   | 0.55% | —       | —   | 30  | 24  | 24  | 15  |
| 令和4年 | 17,138 | 583  | 3.40% | —       | —   | 123 | 123 | 156 | 181 |
| 令和5年 | 17,206 | 561  | 3.26% | —       | —   | 119 | 151 | 140 | 151 |
| 令和6年 | 23,294 | 628  | 2.70% | 46      | 77  | 99  | 144 | 124 | 138 |
| 令和7年 | 23,401 | 473  | 2.02% | 23      | 46  | 81  | 111 | 98  | 114 |

(3)ウェル噛むクッキング

8月22日(金)開催、親子6組(13人)参加

親子で歯に良いおやつ作り、エプロンシアター、歯に関する講話

(4)仕上げ歯みがきサポート NAHA:21組参加

3 食育推進等口腔機能維持向上事業

(1)かみかみ講演会

| 開催日  | 5/22(木) | 7/24(木) | 9/25(木) | 11/27(木) | 1/22(木) | 3/28(土) |
|------|---------|---------|---------|----------|---------|---------|
| 参加人数 | 14人     | 16人     | 11人     | 18人      | 13人     | 14人     |

(2)オーラルフレイル予防講演会

| 開催日  | 11/29(土) |
|------|----------|
| 参加人数 | 22人      |

(3)こどもの口腔機能向上トレーニング

| こども園 | トレーニング前        |                |                  | トレーニング後        |                |                  |
|------|----------------|----------------|------------------|----------------|----------------|------------------|
|      | 咀嚼チェック<br>ガム平均 | リットレメータ<br>ー平均 | ガムでフーセン<br>できる人数 | 咀嚼チェック<br>ガム平均 | リットレメータ<br>ー平均 | ガムでフーセン<br>できる人数 |
| A    | 5.5            | 1.30           | 1                | 5.8            | 1.496          | 17               |
| B    | 5.0            | 1.195          | 0                | 5.3            | 1.688          | 14               |
| C    | 5.1            | 0.94           | 0                | 5.7            | 1.43           | 3                |

出前講座

|    | 開催日  | 開催団体           | 対象者                     | 内容            | 人数 |
|----|------|----------------|-------------------------|---------------|----|
| 1  | 5/11 | 家庭倫理の会         | 会員、その家族、知人等             | オーラルフレイル予防    | 38 |
| 2  | 5/21 | 子育て支援センターなんくる家 | 利用者                     | 乳児のお口について     | 13 |
| 3  | 5/29 | 那覇市社会福祉協議会     | 地域ふれあいデイサービス<br>支援員・看護師 | オーラルフレイル予防    | 54 |
| 4  | 5/29 | 地域包括支援センター識名   | 利用者                     | オーラルフレイル予防    | 5  |
| 5  | 6/4  | 中央公民館          | 市民                      | 防災×オーラルフレイル予防 | 12 |
| 6  | 6/12 | 地域包括支援センター安謝   | 利用者                     | オーラルフレイル予防    | 14 |
| 7  | 6/13 | 地域包括支援センター大名   | 利用者                     | オーラルフレイル予防    | 8  |
| 8  | 6/18 | 健康づくり推進員協議会    | 会員                      | オーラルフレイル予防    | 12 |
| 9  | 6/27 | こども発達支援センター    | 利用者・職員                  | 乳児のお口について     | 8  |
| 10 | 7/15 | 地域包括支援センター松島   | 会員                      | オーラルフレイル予防    | 13 |
| 11 | 8/14 | 高良たんぽぽ児童クラブ    | 児童                      | お口の探検隊        | 20 |

|    |       |                        |              |               |    |
|----|-------|------------------------|--------------|---------------|----|
| 12 | 8/21  | 辻老人憩の家                 | 利用者          | オーラルフレイル予防    | 10 |
| 13 | 9/24  | ちゃーがんじゅう課              | 介護予防リーダー養成講座 | オーラルフレイル予防    | 17 |
| 14 | 9/26  | にじいろ健康教室               | にじいろ健康教室参加者  | オーラルフレイル予防    | 16 |
| 15 | 10/7  | 首里城下町クリニック第二           | 職員           | オーラルフレイル予防    | 17 |
| 16 | 10/15 | 地域包括支援センター泊            | 地域住民         | オーラルフレイル予防    | 15 |
| 17 | 10/29 | 地域包括支援センター小禄           | 利用者          | 防災×オーラルフレイル予防 | 7  |
| 18 | 10/31 | 子育て支援センターうえぼるーむ        | 利用者          | かみかみ講演会       | 6  |
| 19 | 11/12 | 地域包括支援センターかなぐすく        | 健康教室参加者      | オーラルフレイル予防    | 7  |
| 20 | 11/20 | 地域包括支援センター新都心          | 利用者          | オーラルフレイル予防    | 6  |
| 21 | 11/25 | 有料老人ホームサンライズ           | 利用者、職員       | オーラルフレイル予防    | 32 |
| 22 | 11/28 | 地域包括支援センター石嶺           | 介護予防事業参加者    | オーラルフレイル予防    | 9  |
| 23 | 12/20 | 小禄南公民館                 | 成人講座参加者      | 栄養×オーラルフレイル予防 | 11 |
| 24 | 1/20  | 介護付有料老人ホーム鏡原偕生園        | 職員           | オーラルフレイル予防    | 18 |
| 25 | 1/21  | (株)サン・エージェンシ           | 職員           | 成人の歯とお口の健康    | 23 |
| 26 | 1/28  | ラジオ体操城北おはよう会           | 会員           | オーラルフレイル予防    | 16 |
| 27 | 2/20  | 地域包括支援センター松川           | 三原公民館        | オーラルフレイル予防    | 13 |
| 28 | 3/9   | 地域包括支援センターかなぐすく        | 山下町老人会       | オーラルフレイル予防    | 16 |
| 29 | 3/12  | 地域包括支援センター高良           | がんじゅう教室参加者   | オーラルフレイル予防    | 7  |
| 30 | 3/27  | 健保連沖縄保健師・看護師等<br>連絡協議会 | 会員           | 成人の歯とお口の健康    | 14 |

#### 4 「健康なは 21(第2次)」歯・口腔の健康の実績

##### (1)3歳児むし歯有病者率の減少

策定時(平成 25 年度):29%

目標値(令和6年度):18%未満

| 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 |
|---------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 28.2%   | 24.5%   | 21.2%   | 20.0% | 18.5%  | 17.9%  | 15.5%  | 12.5%  | 11.7%  |

出典:乳幼児健康診査報告書

##### (2)小学生のむし歯有病者率の減少

策定時(平成 25 年度):66.5%

目標値(令和6年度):55%未満

| 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|---------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 61.1%   | 59.5%   | 58.0%   | 56.9% | 54.2%  | 52.1%  | 49.9%  | 49.5%  | 45.6%  | 44.0%  |

出典:学校保健統計

(3)中学生のむし歯有病者率の減少

策定時(平成 25 年度):64.9%

目標値(令和6年度):55%未満→47%未満(令和元年中間評価で見直し)

| 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年  | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|---------|---------|---------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 54.6%   | 51.6%   | 49.8%   | 48.0% | 47.1%  | 46.1%  | 43.2%  | 40.2%  | 41.3%  | 41.3%  |

出典:学校保健統計

(4)12 歳児一人平均むし歯数の減少

策定時(平成 25 年度):1.84 本

目標値(令和6年度):1.0 本未満

| 平成 28 年 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年   | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年  | 令和 5 年 | 令和 6 年 | 令和 7 年 |
|---------|---------|---------|--------|--------|--------|---------|--------|--------|--------|
| 1.34 本  | 1.35 本  | 1.26 本  | 1.21 本 | 1.23 本 | 1.16 本 | 1.002 本 | 0.84 本 | 0.98 本 | 0.87 本 |

出典:学校保健統計

5 令和8年度口腔保健推進事業計画(案)

(1)口腔保健支援センター運営事業

ア 健康増進課 Instagram から情報の配信(毎月8日)

イ 歯科相談

ウ 周知・啓発のためのチラシの配布

(2)歯科疾患予防事業

ア むし歯予防講演会

| 開催予定日 | 6/25(木)     | 12/24(木) | 2/25(木) |
|-------|-------------|----------|---------|
| 時間    | 14:00~15:00 |          |         |

イ ウェル噛むクッキング

| 開催予定日 | 7/30(木)     | 8/18(火) |
|-------|-------------|---------|
| 時間    | 10:30~12:30 |         |

ウ 出前講座

エ 歯周病検診未受診者への受診勧奨はがきの送付

(3)食育推進等口腔機能維持向上事業

ア かみかみ講演会

| 開催予定日 | 5/28(木)     | 7/23(木) | 9/24(木) | 11/26(木) | 1/28(木) | 3/27(土)     |
|-------|-------------|---------|---------|----------|---------|-------------|
| 時間    | 14:00~15:30 |         |         |          |         | 10:00~11:30 |

イ オーラルフレイル予防講演会

| 開催予定日 | 11/28(土) | 10:00~11:30 |
|-------|----------|-------------|
|-------|----------|-------------|

ウ こどもの口腔機能向上トレーニング、ミニ講話

エ 出前講座

## 6 那覇市保健医療審議会健康増進歯科口腔保健分科会

(1)日時 令和 8 年3月 26 日(木)15:30～17:00

(2)場所 那覇市保健所 3 階 大会議室

(3)次第

1. 開会

2. 委嘱状交付式

3. 会長、副会長互選

4. 報告

(1)「健康なは 21(第2次)」歯・口腔の健康の実績について

(2)令和7年度口腔保健推進事業の実績について

5. 議事

令和8年度口腔保健推進事業計画(案)について

6. 意見交換

7. 事務連絡

8. 閉会

(4)議事概要

4. (1)「健康なは 21(第 2 次)」歯・口腔の健康の実績について

委員)むし歯有病者率は目標達成しているが、全国平均値と比較したらまだ高いと思う。この表に全国平均値を追加すれば判断基準になる。

事務局)本市は県よりもむし歯有病者率は低いが、県は 3 歳児むし歯有病者率ワースト 1、12 歳児 1 人平均むし歯数もワースト 1 の状況。新潟県の 12 歳児 1 人平均むし歯数は 0.3 本。むし歯予防をさらに強化したい。

委員)むし歯有病者率が年々減少しているが、原因は何か。

事務局)経年的にむし歯は減少している。フッ素入り歯磨剤の普及と、県が「10 歳まで仕上げみがきの実施」と「フッ化物配合の歯磨き剤の活用」を普及啓発し、減少傾向になっている。「健康なは 21(第 3 次)」を策定するにあたり、1 人で 4 本以上のむし歯のあるものの割合が、県・市ともに高い。対策が必要と思われる。

委員長)本県のこどものむし歯有病者率はワースト 1 位と報告がであったが、理由として公衆衛生的な問題なのか、家庭環境の問題なのか。

事務局)エビデンスや正確なデータはないが、その家庭の収入やこどもの数がかかり影響していると考えられる。

委員)むし歯対策としては、新潟県では集団でのフッ化物洗口を長年実施しており全国的にもむし歯の数が少ない。県としてはフッ化物洗口を学校現場の負担が少ない方法で進めていく方向である。次年度は特別支援学校にてフッ化物洗口の実施を考えている。

委員長)全国で行われている学校現場での負担を軽減して実施しているフッ化物洗口の特別な方法があれば教えてほしい。

委員)九州ではフッ化物洗口を実施する際にシルバー人材センターやPTAが見守りをすると伺っている。また、洗口液を調製する手間があるので、使い切りのポーションタイプの使用も検討している。

事務局)フッ化物洗口について本市では小学校3校、中学校1校、次年度より中学校1校が希望しており、ポーションタイプを使用している。

委員)本校でも令和7年度からポーションタイプで実施している。数値での成果はまだ見えていないが、長期実施している小学校では成果が出ている。将来的には本校でも効果がでると思う。家庭環境とむし歯率は関連していると現場で実感している。

委員)現在県内でフッ化物洗口を実施している学校は何校か。那覇市4校と宜野湾市2校、豊見城市が1校と思う。県はフッ化物洗口を小学校だけで実施する予定か。

委員)小中学校にはフッ化物洗口を推奨したい。

委員)フッ化物洗口の環境整備をしっかりとやって実施してほしい。

委員)フッ化物洗口のモデル校を数校実施して、先生方から負担軽減についてヒアリングして実施方法を検証し、実施校の拡充を図りたいと考えている。

委員)協会けんぽは働き盛り世代の医療保険者として健康づくり等々の施策を実施している。やはり、親世代のむし歯予防に対する知識の普及啓発も必要と思われるので、むし歯予防の必要性についての普及啓発を協力したいと思う。

#### 4. (2)令和7年度口腔保健推進事業の実績報告について

委員長)介護施設等で出前講座を実施したい場合の窓口はどこか。

事務局)窓口は口腔保健支援センターで対応している。

委員)高齢者施設の入居者で、直接歯科受診ができない高齢者がいる。訪問診療での口腔ケアの話を聞く。その場合一部負担金が発生する。補助金の制度などはあるか。

委員)今ところ補助金についての情報はない。老健施設等の訪問診療は希望者のみとなっている。

委員長)例えば長寿健診が内科系には毎年あるが、歯科健診にはないのか。

委員)70歳以上が対象のハイサイ歯科検診がある。治療は含まれない。

委員長)その検診は年に1回無料で受けられますね。受診率は低いのか。

委員)歯周病検診の受診率が低いように低いと思う。沖縄県の歯科検診に関しては受診率、関心も低い。歯を失ってからでは遅い。歯を失う前に対策してほしい。

委員長)ただいまの件について、那覇市は意見があるか。

部長)本市も全国と同様、高齢化率は進んでおり全市民の4分の1が65歳以上の高齢者。やはり高齢者が健康にどれだけ配慮できるかは、自身の範囲でできない部分は、控除も検討されるべきだと思う。本市の高齢者部門・関係課とも情報共有し検討

していきたい。

委員長)ぜひ検討ください。

委員)看護師や理学療法士が訪問して指導することがあるが、歯科の分野で歯科衛生士が訪問して職員に対して指導する方法はないのか。

委員)歯科は衛生士だけの訪問診療はできないと思う。

委員)診療ではなくて何か指導とかはないのか。

事務局)歯科衛生士が訪問して歯科保健指導を実施した場合、訪問歯科衛生指導料が算定可能。

委員)診療ではなく勉強会なら可能でないか。

事務局)出前講座として歯科衛生士がいくのは可能。

委員長)出前講座を活発に取り組んで、その施設現場で口腔内の環境を整える努力が今後必要と思う。

委員)出前講座は勤務時間内で行うのか。参加できない社員に対して講話内容を動画等で閲覧は可能か。

事務局)出前講座については業務時間内に行っている。動画については歯科医師会が作成してホームページにアップしているので、活用していただきたい。

委員長)出前講座は企業側の都合のいい時間に調整可能か。また、参加者人数の制限等はあるか。

事務局)時間調整は可能で、参加人数に制限はない。

委員長)回数については柔軟に対応可能か。

事務局)回数についても、希望があれば何度でも可能。

### 3. 議事

令和 8 年度口腔保健推進事業計画(案)について

委員長)産業医は口腔衛生に関してほとんど知識がないので、出前講座等で職場における口腔ケアにスポット当てたレクチャーが受けられればと思う。

事務局)対応します。

### 4. 意見交換

委員)事業所や企業の歯科検診等の義務化の話はあるか。

委員)協会けんぽの補助のある健診には歯科検診はない。国も義務ではなく推奨。

委員長)企業健診の中に推奨されている歯科検診は縛りがあるのか。

委員)協会けんぽにおいては縛りがある。

委員長)企業における歯科健診について何か良い方法はないか。

事務局)国が国民皆歯科健診を骨太に入れているが、国民全員の口腔内診査は歯科医師数等マンパワーではかなり厳しいと思う。アドチェックという唾液を採取して歯周病のリスクを三段階で判断できる検査キットがあり、厚生労働省がモデル事業を実施し

ている。口腔内を見なくても歯周病のリスクがわかるのでツールとして活用できる。

委員長) アドチェックは最近よく使用されているのか。

委員) 中部地区医師会の健診病センターで人間ドック等の健診の時に実施していると伺っている。

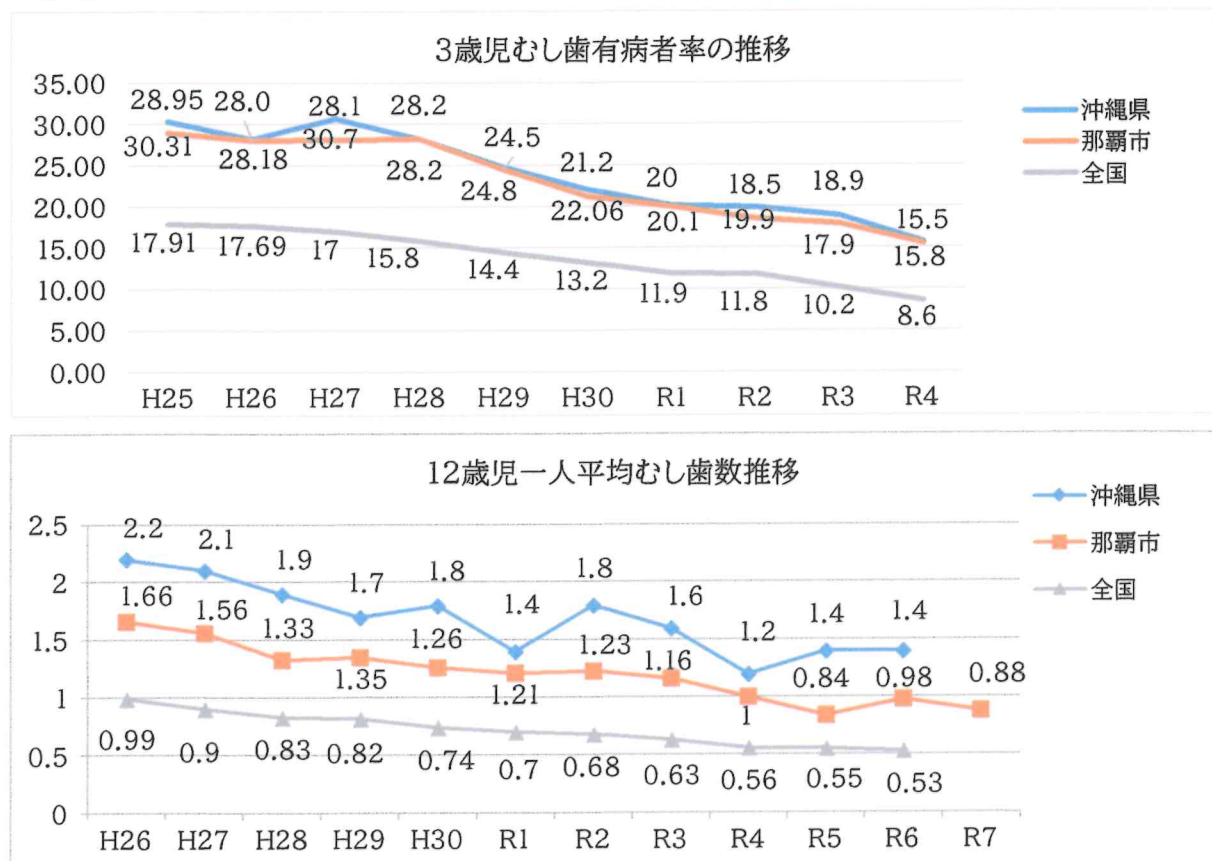
委員長) オプションなのか。費用は高額だったと思うが。

委員) オプションで実施と伺っている。キット自体が2000円、検査費等含めたら1人あたり3~4,000円は掛かると思う。

委員長) 市立病院では使用しているか。

委員) アドチェックのことは知らなかったもので、オプションであれば一般検診の中に組み込むことは可能かと思うので、少し調べてみたい。

#### ※参考



## 令和 7 年度 口腔保健推進事業 実施要領

令和 7 年 4 月 17 日 健康増進課長決裁

### 1 事業の目的

歯や口腔は、食べ物の摂取や咀嚼、会話など生命の維持や日常生活や身体活動、社会活動にも大きく関わる重要な器官である。

食事を十分に咀嚼し、おいしく食べるためには、自分の歯が最低 20 本必要であると研究報告があることから、歯を失う主な原因である「むし歯」と「歯周病」の予防が重要である。

また、口腔機能の低下により心身機能の低下につながり、フレイルや誤嚥性肺炎等の発症にも大きく関わっていることから、乳児期の食べる機能の発達から高齢期の口腔機能の維持向上まで継続した取り組みが必要である。

そこで、本事業は本市の状況に応じた歯科口腔保健施策を推進するため、歯科口腔保健の推進に関する法律（歯科口腔保健法）第 15 条に規定される口腔保健支援センターを運営し、市民の口腔の健康の保持増進を図るため全ライフステージに対して、むし歯予防や歯周病予防、歯の喪失防止を図り歯科疾患の予防と、食育の推進等を行い口腔機能の維持向上に関して取り組むことを目的とする。

### 2 事業内容

#### （1）口腔保健支援センター運営事業

- ア 口腔保健支援センター（以下「センター」という。）の運営に関すること
- イ 関係機関・団体との連携に関すること
- ウ 地域の保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関係者により構成される協議会の設置、開催に関すること
- エ 本市健康増進計画「健康なは 21（第 3 次）」の歯・口腔の健康に定める目標達成のために取組を行うこと
- オ その他、事業に必要な事項

#### （2）歯科疾患予防事業

- ア むし歯予防に関すること
- イ 歯周病予防に関すること
- ウ スポーツ等のケガによる歯の喪失防止に関すること
- エ その他、事業に必要な事項

#### （3）食育推進等口腔機能維持向上事業

- ア 乳児の「食べる」機能の発達に関すること
- イ 高齢者の口腔機能の維持向上に関すること
- ウ その他、事業に必要な事項

## 那覇市口腔保健支援センター設置要綱

令和4年3月28日健康部長決裁

### (設置)

第1条 歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）第15条に基づき、市民の歯科口腔保健を推進するため那覇市口腔保健支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

### (設置場所)

第2条 支援センターは、健康増進課内に設置する。

### (業務内容)

第3条 支援センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歯科疾患の予防のための施策の推進
- (2) 歯科口腔保健に関する知識等の普及、啓発及び情報提供
- (3) 歯科健診を定期的に受診するための周知及び勧奨
- (4) 食育推進等口腔機能の維持向上のための施策の推進
- (5) 口腔保健に関する部署、関係機関・団体との連絡調整
- (6) 歯科口腔の健康づくりに関する調査及び研究の推進
- (7) 口腔保健の施策の推進に関する会議の開催
- (8) その他歯科口腔保健の推進のために必要な業務

### (組織)

第4条 支援センターに、次に掲げる職員を配置する。

- (1) センター長
  - (2) 歯科医師
  - (3) 歯科衛生士その他の職員
- 2 センター長は、健康増進課長をもって充てる。
  - 3 歯科医師は、健康増進課歯科医師をもって充てる。
  - 4 歯科衛生士その他の職員は、健康増進課の職員をもって充てる。

### (補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、支援センターの運営に関し必要な事項は、健康部長が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## ○歯科口腔保健の推進に関する法律

(平成二十三年八月十日)

(法律第九十五号)

第七十七回通常国会

菅内閣

歯科口腔保健の推進に関する法律をここに公布する。

### 歯科口腔保健の推進に関する法律

#### (目的)

第一条 この法律は、口腔<sup>くわう</sup>の健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持(以下「歯科口腔保健」という。)の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

#### (国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(次項において「基本理念」という。)にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (歯科医師等の責務)

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務(以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。)に従事する者は、歯科口腔保健(歯の機能の回復によるものを含む。)に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

#### (国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務)

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診(健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。)を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること(以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。)を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十一条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十二条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による

方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 那覇市保健医療審議会規則

令和5年12月25日

規則第41号

那覇市保健所運営協議会規則(平成25年那覇市規則第8号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)第3条の規定に基づき、那覇市保健医療審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 保健医療に関する事項(那覇市感染症診査協議会、那覇市予防接種健康被害調査委員会、那覇市保健センター建設委員会、那覇市母子保健推進協議会又は那覇市小児慢性特定疾病審査会が担任する事務に係るものを除く。)

(2) 保健所の運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

4 臨時委員は、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員の任期は、その者の担任する特別の事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員(議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。)の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(分科会)

第7条 審議会に次の各号に掲げる分科会を置き、当該各号に掲げる事項を調査審議するものとする。

(1) 健康増進歯科口腔保健分科会 健康増進及び歯科口腔保健に関する事項

(2) 地域保健感染症分科会 地域保健に関する事項及び感染症に係る計画に関する事項

(3) 精神保健福祉分科会 精神保健福祉に関する事項

(4) 保健所運営分科会 保健所の運営に関する事項

2 分科会に属すべき委員及び臨時委員は、審議会の議を経て会長が指名する。

3 分科会に分科会長を置き、その分科会に属する委員の互選により定める。

4 分科会長は、その分科会の会務を総理する。

5 分科会長に事故があるとき、又は欠けたときは、分科会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会の会議)

第8条 第6条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「分科会」と、「会長」とあるのは「分科会長」と読み替えるものとする。

2 審議会においてあらかじめ議決を経た諮問事項については、分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(関係者の出席等)

第9条 審議会又は分科会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、健康部保健総務課において総括し、及び処理する。ただし、分科会が調査審議する事項に係るものについては、当該事項を所管する課において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市保健医療審議会 健康増進歯科口腔保健分科会 委員名簿

| No | 区分   | 氏名     | 所属                  | 役職     |
|----|------|--------|---------------------|--------|
| 1  | 分科会長 | 友利 博朗  | 一般社団法人那覇市医師会        | 会長     |
| 2  | 委員   | 新垣 均   | 地方独立行政法人那覇市立病院      | 副院長    |
| 3  | 委員   | 井上 博文  | 公益社団法人南部地区歯科医師会     | 会長     |
| 4  | 委員   | 長嶺 美佐子 | 社会福祉法人那覇市社会福祉協議会    | 副会長    |
| 5  | 委員   | 真喜志 達哉 | 那覇地区学校保健会           | 会長     |
| 6  | 委員   | 新垣 清乃  | 全国健康保険協会沖縄県支部 企画総務部 | 企画総務部長 |
| 7  | 委員   | 赤嶺 信勝  | 那覇市自治会長会連合会         | 会長     |
| 8  | 委員   | 知念 真樹  | 公立学校法人沖縄県立看護大学      | 准教授    |
| 9  | 委員   | 吉田 陽子  | 公益社団法人沖縄県栄養士会       | 理事     |
| 10 | 委員   | 石原 地江  | 沖縄県中小企業家同友会         | 副代表理事  |
| 11 | 委員   | 鈴木 正彦  | 日本健康運動指導士会沖縄県支部     | 理事     |
| 12 | 委員   | 宮城 清美  | 沖縄県保健医療部健康長寿課       | 課長     |

## 生涯お口からおいしく食べるためには？

